

札幌市中央区山鼻町内会連合会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は札幌市中央区山鼻町内会連合会と称し、事務所を山鼻会館内におく。

(目的)

第2条 本会は主として単位町内会併せて地域内各団体機関との連絡調整並びに協調親睦を図り、住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は地域内の町内会をもって組織し、運営上4ブロックに分割する。(第一表のとおり)

第2章 業務

(業務)

第4条 第2条の目的を達成するため、次の各部をおき業務を行う。

2 業務の分担は次のとおりとする。

- (1) 総務部 会の業務を総括し、各部門並びに地域内関係諸団体との連携調整事務にあたる。
- (2) 会計部 会の経理を担当する。
- (3) 広報部 広報『やまはな』を発行する。
- (4) 社会福祉部 地域内社会福祉諸団体と連携し、福祉事業の推進に協力する。
- (5) 体育部 体育活動を通じ、地域住民の健康づくりに協力する。
- (6) 防火部 消防・防災関係諸団体と連携し、地域住民の防火・防災活動に協力する。
- (7) 防犯部 防犯関係諸団体と連携し、地域の防犯活動に協力する。
- (8) 保健衛生部 衛生関係諸団体と連携し、地域住民の環境保全、保健衛生活動に協力する。
- (9) 交通部 関係諸団体と連携し、地域住民の交通安全・事故防止活動に協力する。
- (10) 女性部 女性活動を通じて、会の各種業務の推進に協力する。

第3章 役員及び顧問

(役員)

第5条 本会につきの役員をおく。

会長	1名
副会長	4名
部長	10名

副部長	若干名
監事	3名
参与	1名

(役員を選出)

第6条 役員を選出方法はつぎのとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は町内会長で互選し、総会の承認を受ける。
- (2) 部長は町内会長をあてることを本則とし、会長、副会長にて協議決定し、会長が委嘱する。但し適任者が得られぬ場合は、所属団体の了承を得てその役員に委嘱することができる。
- (3) 各部に副部長をおくことができる。副部長は当該部長の推薦により、会長が必要と認めた場合委嘱する。
- (4) 参与は山鼻まちづくりセンター所長をもってあて、会長が委嘱する。

(業務)

第7条 役員の仕事はつぎのとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 部長はそれぞれの業務を分掌する。
- (4) 副部長は当該部長を補佐し、部長事故あるときはこれを代行する。
- (5) 監事は本会会計の執行状況を監査し、総会に報告する。
- (6) 参与は市と本会との連絡調整を図り、意見を述べるすることができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2ヵ年とするも、再任は妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は総会又は町内会長会議において、推薦し、会長が委嘱する。
- (2) 顧問は本会の諮問に応ずるものとする。

第4章 会議

(会議)

第10条 本会の会議を総会、役員会、町内会長会、部会、監事会、委員会、ブロック会とする。

(1) 総会

ア 総会は役員及び各町内会長のほか1名をもって構成する。ただし町内会長が役員るときは2名とする。

イ 定期総会は毎年5月に開催し、決算、予算、業務計画その他重要事項を審議する。

ウ 臨時総会は必要に応じ会長これを招集する。

エ 総会は構成員の2分の1の出席により成立する。

オ 議長は総会において選出し、議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決定する。

(2) 役員会

ア 役員会は会長、副会長、部長、副部長、参与をもって構成し諸種の事項を審議する。

イ 役員会は会長がこれを招集し議長となる。

(3) 町内会長会

ア 連絡調整研修のため、毎月1回開催する。必要ある場合はその都度開催し、部長、副部長の出席を求めることができる。

イ 町内会長会は会長が招集し議長となる。

(4) 部会

ア 会長の承認を得て部長これを招集し、必要事項につき協議する。

イ 必要に応じ学識経験者の参加を求め、意見を聞くことができる。

(5) 委員会

ア 特に必要があるときは、会長は委員会を設けることができる。

イ 委員会は付託事項につき審議し、会長に答申する。

ウ 委員会は委員長を互選し、委員長は会を招集し議長となる。

(6) ブロック会

ア ブロック内の町内会長は、ブロック長を互選する。

イ ブロック長はブロック会を招集し議長となる。

ウ ブロック会はブロック内の連絡調整及び必要事項につき審議する。

第5章 会計

(経費)

第11条 本会の経費はつぎの収入をもって充てる。

- (1) 市の交付金
- (2) 町内会負担金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 諸帳簿

(諸帳簿)

第13条 本会はつぎの帳簿を備え整備保管する。

- (1) 予算書、決算書、業務計画書、業務報告書。
- (2) 金銭出納簿、証拠書類、備品台帳。

- (3) 役員名簿、町内会長名簿。
- (4) 会議録、表彰台帳。
- (5) その他の必要書類。

第7章 補則

(細則及び規程)

第14条 本会は必要に応じ細則又は規程を設けることができる。

(規約の変更)

第15条 規約の変更は総会において、出席者の3分の2以上の同意を得て成立する。

附則

- 1 本会の規約は、昭和45年1月25日より実施する。
- 2 規約の一部を改訂し、昭和47年4月8日より実施する。
- 3 規約の一部を改訂し、昭和49年5月1日より実施する。
- 4 規約の一部を改訂し、昭和53年11月3日より実施する。
- 5 規約の一部を改訂し、平成元年4月23日より実施する。
- 6 規約の一部を改訂し、平成12年5月24日より実施する。
- 7 規約の一部を改訂し、平成15年5月14日より実施する。
- 8 規約の一部を改訂し、平成17年5月13日より実施する。
- 9 規約の一部を改訂し、平成19年5月11日より実施する。
- 10 規約の一部を改訂し、平成28年5月12日より実施する。

第一表

ブロック名	町内会名
第1ブロック	第1町内会、第2町内会、第3町内会、 第4加志和町内会、第10町内会
第2ブロック	第7町内会、第8町内会、第9町内会、 第13東町内会、第13西町内会、第14東町内会
第3ブロック	第6町内会、第11町内会、第12町内会、 第14西町内会、第18町内会
第4ブロック	第15町内会、日の出町内会、幌南町内会、 山鼻こぶし町内会、幌南山麓会町内会、鹿苑町内会、 山鼻サンタウン自治会

弔慰規程

区 分	金 額	備 考
病 気	5,000円	1ヶ月以上の入院を基準とする。
死 亡	10,000円	本人は供花・弔辞。配偶者及び同居の親は 5,000 円。 前任者等については会長・副会長で協議して決める。
その他	5,000円	火災その他の災害

表彰規程

第1条 表彰該当事項

- (1) 単位町内会の維持発展に功績ありし者。
- (2) 町内会連合会の業務に貢献せし者。
- (3) 地域の公共活動に顕著な功績ありし者。

第2条 表彰基準はつぎのとおりとする。

区 分	役 職	在 任 期 間	表彰区分	記念品
単位町内会	会 長	1期以上で退任したとき	表彰状	贈呈
	役 員	満5年以上で //	表彰状	
連 合 会	会長・副会長	1期以上で //	表彰状	贈呈
	役 員	// //	表彰状	
地域内住民団体			表彰状	

第3条 受賞者の推薦はつぎのとおりとする。

区 分	役 職	推 薦 母 体
単位町内会	会長の場合	連合会役員会
	役員の場合	単位町内会
連 合 会	会長、副会長、役員	連合会役員会
地域内住民団体		連合会役員又は単位町内会長

第4条 表彰の時期はつぎのとおりとする。

総会、地域行事開催時その他、有効適切と認められるとき。

附則

- 1 毎年3月末迄に選考の上、会長宛報告のこと。
- 2 単町会長推薦のときは、当該町内会長名を併記のこと。